

令和6年6月3日

お客さま各位

横浜信用金庫

定期預金の期限前解約利率の変更について

横浜信用金庫では、定期預金の中途解約時における適用利率(期限前解約利率)を変更しますので、下記のとおりお知らせいたします。

これに伴い、関係する定期預金規定を改定いたします。

記

1. 改定日

令和6年8月1日(木)

※ 改定日以降に新規預入れ及び自動継続された定期預金より、新規定を適用させていただきます。改定日以前に預入れされた定期預金については、改定日以前の規定を適用させていただきます。

2. 対象商品

期日指定定期預金、スーパー定期預金、大口定期預金、変動金利定期預金
積立式定期預金、財形積立定期預金、財形年金預金、財形住宅預金

3. 改定する預金規定

①期日指定定期預金規定、②自動継続期日指定定期預金規定、③自由金利型定期預金(M型)規定(スーパー定期規定・単利型)、④自動継続自由金利型定期預金(M型)規定(スーパー定期規定・単利型)、⑤自由金利型定期預金(M型)規定(スーパー定期規定・複利型/個人)、⑥自動継続自由金利型定期預金(M型)規定(スーパー定期規定・複利型/個人)、⑦自由金利型定期預金規定、⑧自動継続自由金利型定期預金規定、⑨変動金利定期預金(単利型)規定、⑩自動継続変動金利定期預金(単利型)規定、⑪変動金利定期預金(複利型/個人)規定、⑫自動継続変動金利定期預金(複利型/個人)規定、⑬積立式定期預金規定、⑭財形積立定期預金規定(一般財形)、⑮財形年金預金規定、⑯財形住宅預金規定

4. 改定内容例 [自由金利型定期預金(M型)規定(スーパー定期規定・単利型)の場合]

※各種預金規定の全文につきましては、令和6年8月1日に当金庫ホームページに掲載いたします。

新	旧
3. (利息) (1) ~ (2) 変更なし (3) この預金を同規定第6条第1項により満期日前に解約する場合、および第6条第4項により解約する場合には、その利息(以下「期限前解約利息」といいます。)は、預入日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利	3. (利息) (1) ~ (2) 変更なし (3) この預金を同規定第6条第1項により満期日前に解約する場合、および第6条第4項により解約する場合には、その利息(以下「期限前解約利息」といいます。)は、預入日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利

<p>率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算し、この預金とともに支払います。ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）と期限前解約利息との差額を清算します</p> <p>① 預入日の1か月後の応当日から預入日の3年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合</p> <p>A. 6か月未満 解約日における普通預金の利率 B. 6か月以上1年未満 約定利率×50% C. 1年以上3年未満 約定利率×70%</p> <p>② 預入日の3年後の応当日から預入日の4年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合</p> <p>A. 6か月未満 解約日における普通預金の利率 B. 6か月以上1年未満 約定利率×40% C. 1年以上1年6か月未満 約定利率×50% D. 1年6か月以上2年未満 約定利率×60% E. 2年以上2年6か月未満 約定利率×70% F. 2年6か月以上3年未満 約定利率×90% G. 3年以上4年未満 約定利率×90%</p> <p>③ 預入日の4年後の応当日から預入日の5年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合</p> <p>A. 6か月未満 解約日における普通預金の利率 B. 6か月以上1年未満 約定利率×40% C. 1年以上1年6か月未満 約定利率×50% D. 1年6か月以上2年未満 約定利率×60% E. 2年以上2年6か月未満 約定利率×70% F. 2年6か月以上3年未満 約定利率×80% G. 3年以上4年未満 約定利率×90% H. 4年以上5年未満 約定利率×90%</p> <p>④ 預入日の5年後の応当日を満期日としたこの預金の場合</p> <p>A. 6か月未満 解約日における普通預金の利率 B. 6か月以上1年未満 約定利率×30% C. 1年以上1年6か月未満 約定利率×40% D. 1年6か月以上2年未満 約定利率×50% E. 2年以上2年6か月未満 約定利率×60% F. 2年6か月以上3年未満 約定利率×70% G. 3年以上4年未満 約定利率×80% H. 4年以上5年未満 約定利率×90%</p> <p>(4) 変更なし</p>	<p>率（小数点第4位以下は切捨てます。<u>ただし、解約日における普通預金の利率を下回るときは、解約日における普通預金の利率とします。</u>）によって計算し、この預金とともに支払います。ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）と期限前解約利息との差額を清算します</p> <p>① 預入日の1か月後の応当日から預入日の3年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合</p> <p>A. 6か月未満 解約日における普通預金の利率 B. 6か月以上1年未満 約定利率×50% C. 1年以上3年未満 約定利率×70%</p> <p>② 預入日の3年後の応当日から預入日の4年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合</p> <p>A. 6か月未満 解約日における普通預金の利率 B. 6か月以上1年未満 約定利率×40% C. 1年以上1年6か月未満 約定利率×50% D. 1年6か月以上2年未満 約定利率×60% E. 2年以上2年6か月未満 約定利率×70% F. 2年6か月以上3年未満 約定利率×90% G. 3年以上4年未満 約定利率×90%</p> <p>③ 預入日の4年後の応当日から預入日の5年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合</p> <p>A. 6か月未満 解約日における普通預金の利率 B. 6か月以上1年未満 約定利率×40% C. 1年以上1年6か月未満 約定利率×50% D. 1年6か月以上2年未満 約定利率×60% E. 2年以上2年6か月未満 約定利率×70% F. 2年6か月以上3年未満 約定利率×80% G. 3年以上4年未満 約定利率×90% H. 4年以上5年未満 約定利率×90%</p> <p>④ 預入日の5年後の応当日を満期日としたこの預金の場合</p> <p>A. 6か月未満 解約日における普通預金の利率 B. 6か月以上1年未満 約定利率×30% C. 1年以上1年6か月未満 約定利率×40% D. 1年6か月以上2年未満 約定利率×50% E. 2年以上2年6か月未満 約定利率×60% F. 2年6か月以上3年未満 約定利率×70% G. 3年以上4年未満 約定利率×80% H. 4年以上5年未満 約定利率×90%</p> <p>(4) 変更なし</p>
--	--

以上

このまちの未来をともにつくる

